

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 377号/R2. 11. 16 発行

◆持続化給付金 申請用パソコンを設置 ～会議所で申請できるようになりました～

【給付額上限】 法人企業：200万円 個人事業主：100万円

【給付額算定方法】

前年の総売り上げ（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することはできません。

【給付対象者】

中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

【事前準備いただく書類等】

① 法人企業の場合

- 確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
- 法人名義の口座通帳（法人の代理者名義も可）※コピー可

② 個人事業者等の場合

- 確定申告書第一表の控え、決算書等
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
- 申請者本人名義の口座通帳 ※コピー可
- 本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

【その他】

※確定申告書の控には税務署の収受日付印（e-Tax の場合は受信通知）が必要です。日付印が無い場合は納税証明書が必要です。

※申請手続きをご希望の方は事前にご連絡ください ☎52-1740

申請締切は
1月15日

◆三条市に申請サポート会場が開設（期間限定）

【申請会場】 〒955-0092 三条市須頃 1-20 三条商工会議所会館 5階※土曜日休館

【開設期間】 令和2年11月12日（木）～11月25日（水）9時～17時

※申請会場は「来訪予約」が必要です。予約を済ませてから、ご来場ください。

※電話予約窓口 0120-279-292（8:30～19:00 日曜～金曜）

◆小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】 第5回申請は12月10日まで

小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が販路開拓等に取り組む費用の2/3または3/4を補助します。

【補助対象業種と従業員規模】

- ・商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）…5人以下
- ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他…20人以下

【補助対象事業と補助率】（補助対象経費の1/6以上が、下記いずれかの要件に合致）

- ・サプライチェーンの毀損への対応…2/3
- ・非対面型ビジネスモデルへの転換…3/4
- ・テレワーク環境の整備…3/4

【補助対象経費】

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

【補助上限額】100万円

【申込締切】令和2年12月10日（木）当日消印有効

※申請書の他に当商工会議所が発行する書類が必要になりますので、11月26日（木）までにご相談ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/山本、明間）まで。

補助金申請代行を語る詐欺にご注意ください。

◆年末資金の準備に…

マル経融資制度をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方のために制度が拡充されています。

担保なし・保証人なし・保証料なし

1.21% - 0.9% = **0.31%**

※4年目以降は通常金利（11月6日現在1.21%）

- ◎対象企業 常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下
〃 製造業・建設業・その他：20人以下
- ◎融資限度額 1,000万円（既存マル経融資とは別枠で借入可能）
- ◎返済期間 運転資金7年（据置3年以内） 設備10年（据置4年以内）

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／明間、山本）まで。

◆決算等説明会開催中止のお知らせ

例年12月に実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の安全を考慮し開催中止となりました。

なお、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>)には、記帳や決算に関する手引き、説明書及び書き方などの情報が提供されておりますので、ぜひご利用ください。

※詳しくは、三条税務署個人課税第一部門 TEL:32-6213 まで直接お問い合わせください。

◆令和2年分年末調整

～給与所得控除、基礎控除などが大きく変わります～

(1) 「給与所得控除額」が改正

給与収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

(2) 基礎控除が改正

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※年末調整において基礎控除または子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払いを受ける日の前日までにそれぞれ、「給与所得者の基礎控除申告書」または「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

(3) ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正が行われました。

○未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親である場合にはひとり親控除としてその人のその年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から35万円を控除することとなりました。

※ひとり親とは、現に婚姻をしてない人、または配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

- ・その人と生計を一にする子を有すること。
- ・合計所得金額が500万円以下であること。
- ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

○寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、下記のとおり見直しを行ったうえで、寡婦控除がひとり親に該当しない寡婦に控除が改組されました。 ※特別の寡婦控除は廃止

- ・配偶者と離婚または死別後に未婚である。または、生死が不明で、一定条件を満たしている人で、合計所得金額が500万円以下であること。

・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／渡邊、横山）まで。

◆新潟県新型コロナウイルス感染症対策

事業継続応援金（借入金利子支給）のご案内

新潟県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、県制度融資の借入れを行い、事業継続に取り組む事業者で、9月以降、なお売上減少が続いている事業所に対して、4年目分の利子相当額を応援金として支給します。

【支給対象者】

「新型コロナウイルス感染症対応資金」を3年間実質無利子で、3年を超えて借入れし、本応援金を申請する月の直近2か月連続の売上が前年比30%以上減少している方

【支給額】借入4年目分利子相当額の全額

【申請方法】融資を受けた金融機関から申請書類の確認を受け、金融機関に提出

【申請期間】令和2年11月2日（月）～令和3年2月19日（金）

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本・明間）まで。

◆ご存知ですか？

PCB含有電気機器等の処分には期限があります

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、人体に有害な化学物質であり、電気機械中に絶縁油として使用されていたものです。これを含む、電気機械等を有している各事業所におかれましては、国の法律に基づき、期限までに処分しなければなりません。

当商工会議所では、各会員事業所の保有されているPCB含有電気機器等の判別・分析を希望する事業所を取りまとめ、コーディネーター業者（電気主任技術者、分析事業者）を派遣するサービスを行っています（有料）。

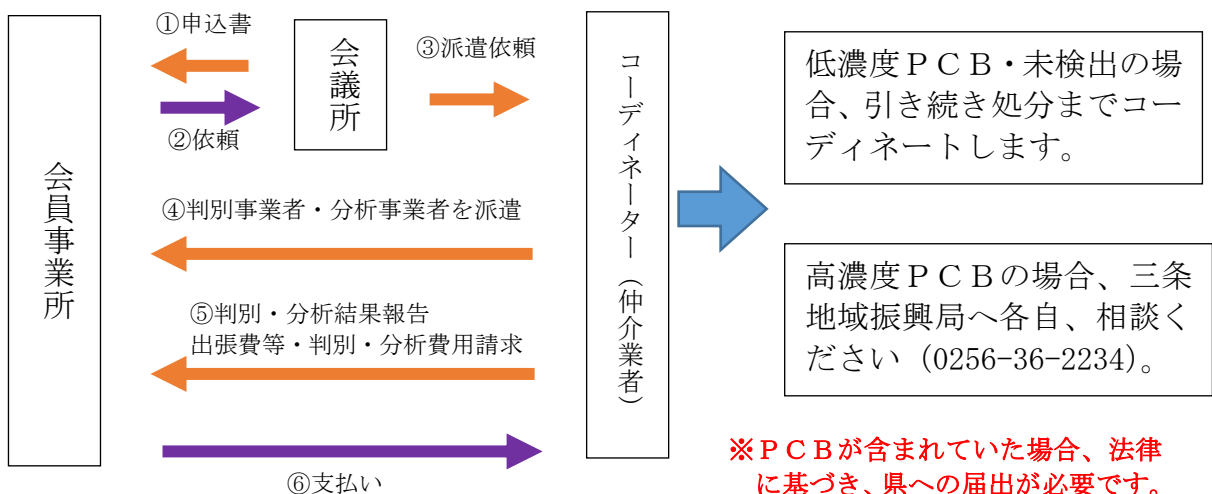
【高濃度PCB廃棄物の廃棄物使用製品の処分期限】

○変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで

○安定器及び汚染物等 令和5年3月31日まで

【低濃度PCB廃棄物の処分期限】令和9年3月31日まで

【PCB含有機器の判別・分析の流れ ※当所に依頼した場合】



処分場は既に混みあっている状況です。早めの対応をおすすめします

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／山本）まで。